

保険・年金 フォーカス

少額短期保険について

制度創設から10年間の成長

保険研究部 上席研究員 小林 雅史

(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1—はじめに

従来、保険業法において、「保険業」の定義は、「不特定の者」を保障するものとされ、組合員など「特定の者」を保障する「共済」は、「根拠法のある共済」（認可共済とも称される。農業協同組合法を根拠法とするJA共済、消費生活協同組合法を根拠法とする全労災など）を除き、「根拠法のない共済」（無認可共済）として、保険業法の規制対象とされていなかった。

しかしながら、無認可共済の規模や形態が多様化する状況の中、保険契約者の保護の観点から、無認可共済に対しても保険業法の対象として規制・監督すべきとの声が高まった。

そして、改正保険業法が、2005年3月11日、第162回国会に提出され、2005年4月22日に成立、2006年4月1日に施行された。

この改正保険業法では、保険業の定義を変更した上で、「少額短期保険業」を「保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が千円以下の政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業」として新たに定め、財務省の地方支局である財務局への登録制の導入・商品審査・責任準備金の積立などを規定した。

本年は、少額短期保険業の誕生から10年となる。制度創設から8年を経過した時点の少額短期保険の現状については、過去に紹介したが、本レポートでは、その後の変化を中心に、誕生から10年を経過した少額短期保険の現状について紹介することとしたい。

2—少額短期保険の現状

1 | 少額短期保険業者、募集人

¹ 小林雅史「少額短期保険の現状」、『保険・年金フォーカス』、ニッセイ基礎研究所、2014年8月26日。
http://www.nli-research.co.jp/files/topics/41829_ext_18_0.pdf?site=nli

少額短期保険業者は、2013年度 77社、2014年度 82社、2015年度 85社と、新規設立による増加が続いている（いずれも3月末時点）。

2016年度も、4月1日健康年齢少額短期保険、4月21日マスト少額短期保険の開業が続き、6月14日現在で、少額短期保険業者は87社になった。

87社の内訳を登録先の財務局別に見ると、北海道財務局に2、東北財務局に6、関東財務局に60、東海財務局に1、近畿財務局に9、中国財務局に2、四国財務局に2、福岡財務支局に4、沖縄総合事務局に1となっている。

また、少額短期保険は、少額短期保険募集人によって販売されているが、少額短期保険募集人数も2013年度 139,416名、2015年度 165,628名と増加している²。

2 | 少額短期保険の商品

生保会社・損保会社においては、同一の会社で生命保険と損害保険は併売できない（子会社方式を除く）が、少額短期保険会社は最高保険金額・保険期間が制限³されているものの、生命保険と損害保険の併売が可能である。

少額短期保険会社が販売する商品は、

- ・火災や風水害などによる家財の損失を補償する「家財保険」（損害保険）
- ・死亡保障や入院保障などの「生保・医療保険」（生命保険）
- ・ペットの通院・入院・手術などを補償する「ペット保険」（損害保険）
- ・地震や遭難などにより発生する費用を補償するなどの「費用・その他保険」（損害保険）

に大別されている。

特徴的な商品としては、家財保険では、1人暮らしの方が自宅で死亡する孤独死の増加を受け、入居者の孤独死に伴う諸費用の発生に備える保険（アイアル少額短期保険「無縁社会のお守り」、アクア少額短期保険「スイルキーパー」、e-net少額短期保険「re-room」など）がある。

孤独死保険の補償としては、清掃費用や修復費用などを補償する原状回復費用保険金や、修繕期間中の家賃を補償する家賃損害保険金があり、家主向け（原状回復費用や家賃を補償）のタイプと、賃貸人向け（原状回復費用を補償）のタイプがある。

こうした孤独死保険は、少額短期保険会社に加え、損保会社においても同様の商品を販売するに至っている⁴。

生命・医療保険では、糖尿病患者向け医療保険（エクセルエイド少額短期保険）、知的障がい者向け保険（ぜんち共済）、外国人向け保険（ビバビーダメディカルライフ）、不妊治療中でも加入できる医療保険（アイアル少額短期保険、エイ・ワン少額短期保険）などのほか、前述の健康年齢少額短期保

² 「少額短期保険業者登録一覧」（2016年6月14日現在）、金融庁ホームページ、「2015年度 少額短期保険業界の決算概況について」、2016年7月8日、日本少額短期保険協会ホームページ。

³ 最高保険金額は、疾病死亡：300万円、傷害死亡：600万円、疾病・傷害による入院給付金等：80万円、損害保険：1000万円など、保険期間は、損害保険は2年、生命保険・医療保険は1年。

⁴ 「業界初、少子高齢化に対応した火災保険の販売開始について」、2015年6月29日、三井住友海上火災保険・あいおいニッセイ同和損害保険ホームページ、「アパート・マンション等の個人オーナー向け『家主ダイレクト』の販売開始について」、2016年4月26日、東京海上日動火災ホームページ。

険が、2016年6月、健康診断結果12項目を使用して算出された健康年齢（毎年見直し）で加入できる健康年齢連動型医療保険を発売した。

ペット保険は、ペットの治療費の一定割合（50～100%）を補償する保険で、火葬費用を補償するタイプもある。

費用・その他保険では、弁護士費用保険（プリベント少額短期保険、ジャパン少額短期保険）、遭難時の捜索・救助費用を補償するレスキュー費用保険（日本費用補償少額短期保険）、病気やけが・交通機関の遅延などでイベントに参加できなくなった場合のチケット代金を補償する不使用チケット費用補償保険（チケットガード少額短期保険）、入院や自然災害等により結婚式を中止した場合の費用などを補償する結婚式総合保険（株式会社アソシア）などがある⁵。

2015年度は、家財保険を販売する会社が38社、生保・医療保険を販売する会社が32社、ペット保険を販売する会社が9社、費用・その他保険を販売する会社が6社となっている。

3 | 少額短期保険の保有契約の動向

保有契約の動向を見ると、2015年度保有契約は638万件に達し、うち家財保険が9割近くを占め、生保・医療保険が5.0%、ペット保険が4.4%、費用・その他保険が2.7%となっている。

2013年から2015年の推移を見ると、ペット保険の保有契約が引き続き順調に増加する一方で（2014年の対前年増加率は+22.2%、2015年は+27.3%）、費用保険その他も大きく増加している（2014年の対前年増加率は+28.6%、2015年は+88.9%）。

販売チャネルとしては、代理店がメインであり、家財・賠償保険では、不動産業者が代理店となるなど、提供する保障と関連が深いサービス提供事業者が代理店となっているケースが多い。

このほか、インターネットによる販売を行っている会社も多い。

（表）最近3年間の少額短期保険の保有契約の動向

万件、%

	合計保有契約	家財保険	生命・医療保険	ペット保険	費用保険その他
2013年	538 (100.0)	484 (90.0)	28 (5.2)	18 (3.3)	7 (1.3)
2014年	582 (100.0)	520 (89.3)	30 (5.1)	22 (3.8)	9 (1.5)
2015年	638 (100.0)	560 (87.8)	32 (5.0)	28 (4.4)	17 (2.7)

※少額短期保険協会資料により筆者作成、()内は占率。

4 | 情報開示

情報開示の状況はあまり変わらない。

生保会社・損保会社においては、保険業法第111条により、業務および財産の状況に関する説明書類（いわゆるディスクロージャー資料）を作成し、本店や支店などに備え付けて公衆に縦覧させな

⁵ 「少額短期保険ガイドブック 各社商品一覧」（2016年7月29日現在）、日本少額短期保険協会ホームページ。

ればならないとされている。

少額短期保険業者に対しても、保険業法第 272 条の 17 において、同様のディスクロージャー資料の公衆への縦覧義務が定められている。

生命保険協会や損害保険協会では、法律で定められた開示項目のほか、自主的に開示すべき項目のガイドラインを定めるとともに、各社ともホームページで「〇〇生命（損保）の現状」などの名称で、各事業年度ごとのディスクロージャー資料を開示しているが、少額短期保険協会では現在のところガイドラインは作成しておらず、各社のディスクロージャーに対する姿勢も区々である。

2013 年度末時点の 77 社中、

A：ディスクロージャー資料をホームページで公開している会社=30 社（39.0%）

B：ディスクロージャー資料は公開していないが、貸借対照表・損益計算書をホームページで公開している会社=39 社（50.6%）

C：ディスクロージャー資料、貸借対照表・損益計算書ともホームページで公開していない会社=8 社（10.4%）

となっていた。

2015 年度末では、85 社中、

A：31 社（36.5%）

B：45 社（52.9%）

C：9 社（10.6%）

と、大きな変化は見られない。

3—おわりに

少額短期保険業界の最近の状況としては、つぎの 4 点が挙げられる。

第一は、保有契約は引き続き順調に増加していることである。

少額短期保険の保有契約の伸びは、2014 年は対前年+8.2%、2015 年は+9.6%と、安定的な成長が続いている。

第二は、ディスクローズの充実が進んでいないことである。

ディスクローズの充実については過去から指摘があったが、状況は変わらず、今後の急務であるものと考えられる。

第三は、一部の会社ではあるが、少額短期保険から撤退するケースも出ていることである。

販売している医療保険について、不採算となって収支の改善が見込めないとして、2016 年 2 月から新規契約の募集および満期契約の更新を停止した会社がある。

第四は、少額短期保険の認知度向上に向けた取組の充実である。

日本少額短期保険協会は 2015 年から、3 月 2 日を「ミニ保険の日」と制定したり⁶、孤独死の現状

⁶ 「『少額短期保険（ミニ保険）の日』を制定しました」（2015 年 2 月 3 日）、日本少額短期保険協会ホームページ。

レポートを公表する⁷など、少額短期保険の認知度の向上のためさまざまな取組を行っている。

少額短期保険は、一般の保険業と同様、さまざまなリスクに対する相互扶助という公共性の高い事業であり、今後の少額短期保険業界の健全な発展を心から期待したい。

⁷ 「孤独死の現状レポート【孤独死対策委員会】」（2016年3月10日）、日本少額短期保険協会ホームページ。